

○ 光駅周辺地区拠点整備基本構想検討会議設置要綱

平成 29 年 4 月 14 日
光市告示第 32 号

(設置)

第 1 条 光駅周辺地区拠点整備基本構想（以下「基本構想」という。）の策定に関し、専門的な見地からの意見、助言等を求めるとともに、本市のまちづくりの基本姿勢である「人や世代を結ぶ『きずな』」の考え方を踏まえた市民参画を推進するため、光駅周辺地区拠点整備基本構想検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(任務)

第 2 条 検討会議の任務は、基本構想の策定に関し、意見及び提言を述べ、又は助言を行うこととする。

(組織)

第 3 条 検討会議は、20 人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 商工業又は観光関連団体関係者
- (3) 交通事業関係者
- (4) 福祉関係者
- (5) 市民活動団体関係者
- (6) 公募により選出された者
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) その他市長が特に必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、前条第 2 項の規定により市長が委嘱した日から基本構想の策定が完了するまでとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 検討会議に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、検討会議の会務を総理し、検討会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 検討会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議には、委員のほか必要に応じて会長が認める者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

4 会議は、公開するものとする。

(庶務)

第 7 条 検討会議の庶務は、建設部都市政策課において行う。

(その他)

第 8 条 この告示に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 29 年 4 月 14 日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この告示の施行後、最初の会議は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(この告示の失効)

3 この告示は、第 4 条に規定する基本構想の策定が完了する日限り、その効力を失う。